

平成 18 年 2 月 10 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

「金融犯罪対応室」の設置について

三井住友銀行（頭取：奥 正之）は、本日、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（以下、「預金者保護法」という）の施行を踏まえ、「金融犯罪対応室」を設置いたしました。

当行は、これまで、偽造カードによる不正引出被害に対しましては、お客さまのご事情を真摯にお伺いし、お客さまに重大な過失がない限り、補償を実施しておりますほか、盗難カードによる不正引出被害に対しましても、預金者保護法の成立を踏まえ、昨年 11 月 1 日に「口座セキュリティ対策プロジェクトチーム」を組成し、昨年 11 月 24 日にキャッシュカード関連規定を改定した上で、補償を実施しております。

また、同プロジェクトチームでは、お客さまに安心してお取引いただけるよう、生体認証 IC キャッシュカードの発行（昨年 12 月 19 日より受付開始）やキャッシュカードご利用限度額の改定（本年 2 月 20 日実施予定）等の各種セキュリティ対策にも取り組んでおります。

今般、預金者保護法の施行に伴い、行内の専門的組織として金融犯罪対応室を設置し、同プロジェクトチームの活動を引き継ぐと共に、不正引出被害への対応や各種セキュリティ対策をより一層強化していくことと致しました。

同室では、近年、海外を中心として大きな問題となり、日本国内においても被害が発生しているフィッシング詐欺やスパイウェアと呼ばれる不正なソフトを利用したネット金融犯罪についても対応してまいります。

今後とも、お客さまの大切なご預金を、安心してお預けいただけるよう、「信頼度ナンバー 1」の銀行を目指してまいります。

なお、カードの盗難・紛失等にあわれた場合のご連絡先および偽造・盗難カード被害に関するご相談窓口のご連絡先は、引き続き、以下のとおりです。

【カード盗難・紛失時のご連絡先】

- ・ 銀行営業日の 9 時～17 時
⇒ お取引店または最寄の当行本支店へご連絡ください。
- ・ 上記時間帯以外
⇒ 東京 : 03-4461-1111
大阪 : 06-6155-1040

【偽造・盗難カード被害に関するご相談窓口のご連絡先】

- ・ 銀行営業日の 9 時～17 時
⇒ 0120-322-775 (カード被害ホットライン)

以 上